

【様式第 24 号】特別管理産業廃棄物処理実績報告書

作成及び提出のてびき

1 根拠法令等

岩手県では、廃棄物の適正処理を推進する観点から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」において、前年度における特別管理産業廃棄物の発生量及び処理量の実績について【様式第 24 号】により毎年 6 月 30 日までに報告することを義務付けています。なお、報告書の提出について、本県から事業者宛に依頼文書等による連絡は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

2 対象者

特別管理産業廃棄物を排出する事業場を岩手県内に設置している事業者の方

3 対象期間及び内容

前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間内において当該事業場から排出した特別管理産業廃棄物の発生量及び処理量の実績

4 提出期限

毎年 6 月 30 日まで

5 提出方法

(1) 【紙媒体】で提出する場合

様式第 24 号に必要事項を記入のうえ、郵送または持参によりご提出ください。

提出部数は正副 2 部です。なお、受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、3 部と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(2) 【岩手県電子申請・届出サービス】を利用して提出する場合（令和 8 年 4 月 1 日から申込可能）

岩手県公式ホームページ内「岩手県電子申請・届出サービス」から「特別管理産業廃棄物処理実績報告書の提出」を選択のうえ、必要事項を入力した様式第 24 号の Excel データまたは PDF データを添付してお申し込みください。

■ 岩手県公式ホームページ内「岩手県電子申請・届出サービス」

https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_initDisplay

6 様式の入手方法

報告書の様式や記載例は、以下の岩手県公式ホームページからダウンロードすることができます。

3 産業廃棄物処理実績報告書（様式第 24 号）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1072089/1072071.html>

7 提出先

排出事業場所在地の市町村を管轄する県の公所（出先機関等）に提出してください。

なお、盛岡市内の場合は、盛岡市役所廃棄物対策課(※)に提出してください。

公所（出先機関等）	管轄市町村	問合せ先
盛岡広域振興局保健福祉環境部 （盛岡市内丸 11-1）	八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・ 紫波町・矢巾町	019-629-6563
県南広域振興局保健福祉環境部 （奥州市水沢大手町 5-5）	奥州市・金ヶ崎町	0197-48-2422
花巻保健福祉環境センター （花巻市花城町 1-41）	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町	0198-41-5405
一関保健福祉環境センター （一関市竹山町 7-5）	一関市・平泉町	0191-26-1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部 （釜石市新町 6-50）	釜石市・大槌町	0193-27-5538
大船渡保健福祉環境センター （大船渡市猪川町字前田 6-1）	大船渡市・陸前高田市・住田町	0192-22-9814
宮古保健福祉環境センター （宮古市五月町 1-20）	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村	0193-64-2218
県北広域振興局保健福祉環境部 （久慈市八日町 1-1）	久慈市・普代村・野田村・洋野町	0194-66-9681
二戸保健福祉環境センター （二戸市石切所字荷渡 6-3）	二戸市・軽米町・九戸村・一戸町	0195-23-9219

※盛岡市役所廃棄物対策課（盛岡市若園町 2-18 電話 019-626-3755）への提出方法等の詳細は、
盛岡市役所のホームページ（<https://www.city.morioka.iwate.jp/>）をご確認ください。

8 留意事項

- 当該年度の処理実績がない場合でも報告は必要です。その場合は、様式の空欄に「実績なし」と記載して提出してください。
- 報告書への社印・代表者印等の押印は不要です。
- 電子マニフェストを使用した実績についても報告の対象となります。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告する場合は、別紙の操作方法をご参照のうえご報告願います。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告された場合は、申込を行った時点で受付完了となります。そのため、記載内容の確認・修正等があった場合のみ担当から連絡をします。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告された場合は、控えの返送は行いません。
受付印を押印した控えが必要な方は、必ず紙媒体でご提出ください。

9 記入上の注意

- 「特別管理産業廃棄物の種類」欄は、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿等特定有害産業廃棄物の別により記載してください。

- 「発生施設」欄は、発生場所が具体的にわかる場所を記載してください。
- 委託処理に関する項目は、収集運搬先と処分先の別に委託契約の内容を記載してください。
- 電子マニフェストを導入した事業者は、行政報告システムよりダウンロードした「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」の様式を使用して提出することができます。その場合は、様式第24号を表紙として報告者を記載のうえ添付し、表紙の空欄に「別紙のとおり」として記載願います。
なお、行政報告システムについては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ (http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local_governing/case.html) をご確認ください。